

北名古屋市保育利用調整基準表

配布用

(基礎点数)

保育の必要な事由				基礎点数		
				父	母	
①就労	家庭外労働	外勤・自営	月160時間以上	週40時間以上	20	20
			月120時間以上160時間未満	週30時間以上	18	18
			月90時間以上120時間未満	週22.5時間以上	16	16
			月60時間以上90時間未満	週15時間以上	14	14
	家庭内労働	自営経営者	月160時間以上	週40時間以上	18	18
			月120時間以上160時間未満	週30時間以上	16	16
			月90時間以上120時間未満	週22.5時間以上	14	14
			月60時間以上90時間未満	週15時間以上	12	12
		自営協力者	月160時間以上	週40時間以上	16	16
			月120時間以上160時間未満	週30時間以上	14	14
			月90時間以上120時間未満	週22.5時間以上	12	12
			月60時間以上90時間未満	週15時間以上	10	10
内職	月120時間以上	週30時間以上	12	12		
	月90時間以上120時間未満	週22.5時間以上	10	10		
	月60時間以上90時間未満	週15時間以上	8	8		
就労予定(内定者)				★	★	
②妊娠・出産		産前6週・産後8週の期間			14	

保育の必要な事由				基礎点数	
				父	母
③保護者の疾病・傷害の疾病	入院	入院	20	20	
		安静指示、精神疾患、感染症	18	18	
	通院	通院治療が週1回以上必要と見込まれる	16	16	
		上記以外の自宅療養	12	12	
		身障手帳1・2級、療育手帳A、要介護5・4	20	20	
	障害	身障手帳3・4級、療育手帳B、要介護3	18	18	
		身障手帳5・6級、療育手帳C、要介護2・1	16	16	
		入院付添	18	18	
	④親族の介護・看護	身障手帳1・2級、療育手帳A、要介護5・4	16	16	
		心身障害児(者)の通院、通学等に当たっている	14	14	
上記以外の介護・看護に当たっている		12	12		
⑤災害・復旧	震災・風水害・火災等の復旧に当たっている		20	20	
⑥求職活動	求職、起業準備活動を行う場合		4	4	
⑦就学	月90時間以上		12	12	
	月60時間以上90時間未満		10	10	
	保護者が通信制大学、通信教育学生である		★	★	
	就学予定(内定者)		★	★	
⑧育児休業(3歳以上児)	当該年度に復職予定		12	12	
	上記以外		10	10	
⑨虐待・DV・その他	虐待・DVの他、児童福祉の観点から特に保育が必要である場合		☆	☆	
ひとり親家庭	離婚・未婚・死別・行方不明・拘禁・離婚調停中の別居		20	20	

<備考>

就労の労働時間には、残業時間を含まず休憩時間を含みます。

★点数は、就労又は就学の基礎点数から2点マイナスとなります。

☆の点数は、当該児童・世帯の状況に応じ別途判断します。

(指数調整)

区分			調整点
世帯の状況	1	ひとり親家庭(離婚・未婚・死別・行方不明・拘禁・離婚調停中の別居) 又は両親不存在	5
	2	生活保護世帯(就労により自立支援につながる場合等)	2
	3	保護者が、保育士、幼稚園教諭、保育教諭など保育・幼児教育に従事	3
	4	申請時、北名古屋市内に住民登録がなく、今後北名古屋市内に住所を置く確認書類が未提出の場合	-5
保育の手段	5	在園児が転園を希望する場合	2
		保育の必要な事由(求職活動を除く)がすでにあり、新規申込児童を有償(幼児教育・保育無償化、多子軽減等での無償を含む)で、施設又は親族以外の者に直近3か月以上かつ月60時間以上預けている場合	
		育休・産休明けの復職で新規申込する場合(申込時は自宅保育)	
きょうだいの状況	6	3歳以上児が姉姉と同一の保育園利用を希望する場合(0~2歳児の多胎児同時入所を含む)	3
	7	上記以外できょうだい同一の保育園利用を希望する場合	1
	8	申込児童は、18歳未満の児童を3人以上養育している家庭の3人目以降児である	1
小学校区	9	3歳以上児が小学校区の園を希望する場合	3
保育料滞納	10	保育料を滞納し、計画納付をしていない場合(きょうだい分含む)	-10
地域型保育	11	小規模保育事業の卒園児童(3歳児に限る)	5

(優先順位) 合計点数が同点の場合以下の順に優先します。

1	午後6時30分を超える保育が必要と認められる場合
2	土曜日午後1時以降の保育が必要と認められる場合
3	きょうだい同一施設への利用が見込める場合
4	父母のいずれかが単身赴任をしている場合
5	当該施設の希望順位が高い場合
6	保育の必要な事由間の優先順位(父母のいずれか低い方の基礎点数順) ⑤災害・復旧>③保護者の疾病・障害>①就労>④親族の介護・看護>②妊娠・出産>⑦育児休業>⑧就学>⑥求職活動(起業準備)
7	直近1年間に保育料の滞納がない場合
8	その他の世帯状況(施設との近接性・保育の必要な事由にかかる拘束時間・祖父母の状況等)から、より保育が必要である場合

基礎点数			+	調整点	=	合計点
父	母	計				